

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第二十号

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を改正 する条例

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行い」を「行う等」に改める。

第三条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、リハビリテーションセンターを構成する施設として宿泊施設を設け、設置の目的を達成するために当該施設を利用させる業務を行う。

第四条第二項第三号中「スポーツ交流センターの施設」の下に「及び宿泊施設」を加える。

第七条第二項中「スポーツ交流センターの施設」の下に「又は宿泊施設」を加える。
第八条第二号中「き損」を「毀損」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、宿泊施設について準用する。この場合において、前項中「スポーツ交流センターの施設」とあるのは「宿泊施設」と、同項第二号中「施設、設備若しくは展示品」とあるのは「施設若しくは設備」と、同項第四号中「スポーツ交流センター」とあるのは「リハビリテーションセンター」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 宿泊施設を利用する者は、次に掲げる場合を除き、指定管理者が別表第三に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

一 小学校就学の始期に達するまでの者が利用する場合

二 リハビリテーションセンターにおいて奉仕活動を行うために利用する場合

第十三条第一項第一号中「スポーツ交流センターの施設」の下に「又は宿泊施設」を加え、同項第二号中「第八条各号」を「第八条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第九条関係）宿泊施設を利用する場合の利用料金

研修のために利用する者	区分		単位	利用料金の範囲
	就職している者	就職していない者		
若草園及び若草療育園の入所者の三親等内の親族			一人一泊につき	六五〇円以内
その他の者			五、五〇〇円以内	一、四〇〇円以内
			三、六〇〇円以内	

備考 この表において「一泊」とは、午後四時から翌日の午前九時までの利用をいう。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。